

届出制手数料届出書
~~届出制手数料変更届出書~~

厚生労働大臣 殿

① 年 月 日
かぶしきがいしゃふりんたーず
株式会社FLINTERS
(ふりがな) むとう まさゆき
②届出者 氏 名代表取締役 武藤 政之

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	かぶしきがいしゃふりんたーず ----- 株式会社FLINTERS
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒160-6127 電話 050 (5474) 8770
	とうきょうとしんじゅくくにししんじゅく ----- 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
	----- -----
⑥適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表による
⑧備 考	酒井 千春 (050)5474-8770

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>80%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>80%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>80%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

事業所 名 称 株式会社F L I N T E R S

所在地 東京都新宿区西新宿3丁目5番1号

新宿セントランドビル8階